

確かにご指摘の通り、株式の交付（新株発行、自己株式の処分）に要した付随費用のことを、株式交付費と呼んでいます。

実務対応報告第 19 号によれば、株式交付費は原則として費用処理されますが、企業規模拡大のための資金調達などの財務活動に係る株式交付費は、繰延資産として処理することもできます。

本問の場合、自己株式の処分に要した手数料を繰り延べる旨は述べられておらず、通常の方法が想定されていると考えられます。企業会計基準第 1 号および実務対応報告第 19 号によれば、自己株式の処分に要した手数料の通常処理は、費用処理ですので、本問では、自己株式の処分に要した手数料を、費用として処理しなければなりません。

ところがその際、勘定科目として「株式交付費」を用いると、あたかも繰延資産であるかのような印象を与えます。そこで、解答例では、勘定科目を「株式交付費」とせず、「支払手数料」としています。

この「支払手数料」の勘定科目として表現された項目が、自己株式の処分に要した付随費用、すなわち株式交付費の性質を持っています。紛らわしい表現を避けるなら、支払手数料の方が適切ではないでしょうか。ただし、費用であることを明示するならば、株式交付費勘定を用いても構わないでしょう。

本問の解説では、費用処理することしか述べていませんが、設問で繰り延べるよう指示されていれば繰延処理をしなければならず、そして、繰り延べる場合には、繰延資産の勘定である「株式交付費」の勘定科目を用いなければなりません。